

Fidelity Europe Fund

フィデリティ・欧州株・ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型（欧州型）



設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

1. この目論見書により行なうフィデリティ・欧州株・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により有価証券届出書を2003年2月28日に関東財務局長に提出し、2003年3月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2003年8月29日に関東財務局長に提出しております。
2. このファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。このファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

目 次

ファンドの概要	
ファンドの概要.....	
ファンドの特色および投資方針	
ファンドの運用体制	
過去の運用状況および分配金の実績	
ファンドのリスク	
ご投資の手引き.....	
(1) お申込みについて.....	
(2) 収益の分配.....	
(3) ご換金について	
(4) 運用状況の報告	
費用と税金	
第一部 証券情報.....	1
(1) ファンドの名称	1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	1
(3) 発行数.....	1
(4) 発行価額の総額	1
(5) 発行価格	1
(6) 申込手数料.....	1
(7) 申込単位	2
(8) 申込期間	3
(9) 申込取扱場所	3
(10) 払込期日	3
(11) 払込取扱場所	3
(12) 振替機関に関する事項	3
(13) その他.....	4
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
(1) ファンドの目的および基本的性格.....	5
(2) ファンドの沿革.....	5
(3) ファンドの仕組み	5
2 投資方針.....	9
(1) 投資方針.....	9

(2) 投資対象.....	10
(3) 運用体制.....	11
(4) 配分方針.....	12
(5) 投資制限.....	13
3 投資リスク.....	22
(1) リスク.....	22
(2) 投資リスクの管理体制.....	22
(3) 販売会社に係る留意点.....	22
4 手数料等および税金.....	23
(1) 申込手数料.....	23
(2) 換金（解約）手数料.....	23
(3) 信託報酬等.....	23
(4) その他の手数料等.....	23
(5) 課税上の取扱い.....	24
5 運用状況.....	26
(1) 投資状況.....	26
(2) 運用実績.....	27
(3) 設定および解約の実績.....	28
6 管理および運営.....	29
(1) 資産管理等の概要.....	29
(2) 受益者の権利等.....	34
第2 ファンドの経理状況.....	37
1 財務諸表.....	40
2 ファンドの現況.....	58
(1) 純資産額計算書.....	58
(2) 投資有価証券の主要銘柄.....	59
(3) 投資不動産物件.....	60
(4) その他投資資産の主要なもの.....	60
第3 その他.....	61
第4 国内投資信託受益証券事務の概要.....	63
目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説.....	64

ファンドの概要

詳細につきましては、目論見書本文の該当ページをご覧くださいませよう
 お願い申し上げます。

ファンドの名称	フィデリティ・欧州株・ファンド(注1)	-
ファンドの基本的性格	追加型株式投資信託(契約型)/国際株式型(欧州型)(注2)	5ページ
ファンドの目的	英国および欧州大陸の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。(注3)	5ページ
主な投資対象	英国および欧州大陸の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。(注4)	ページ
ベンチマーク	MSCIヨーロッパ・インデックス(円ベース)をベンチマーク(運用目標)とします。(指数との連動を目指すものではありません。)	、9ページ
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。	13~16ページ
価格変動等のリスク	株式、公社債などの値動きのある証券(外国証券への投資については為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元金が保証されているものではありません。原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。	~ ページ
ファンドの計算期間	原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。各計算期間終了日が休業日の際は、該当日の翌営業日を計算期間の終了日とします。(注5)	31ページ
信託期間	原則無期限です。(注6)	31ページ
お申込み日	原則いつでもお申込みいただけます。 ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(注7)	3ページ
お申込み価額	お申込み受付日の翌営業日の基準価額	、1ページ
お申込み単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	、2~3ページ
お申込み手数料	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.0%を上限とします。	、1~2ページ

ご換金	原則いつでもご換金のお申込みができます。ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはご換金の受付は行ないません。(注7) 支払日は原則としてお申込み日より5営業日以降になります。	~、29~30ページ
ご換金価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額	、29~30ページ
ご換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	、30ページ
信託財産留保額	なし	-
信託報酬	純資産総額に対し年率1.53%	、23~24ページ
信託約款の変更	ご投資家の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは信託約款を変更することができます。(注8)	32ページ
信託の終了	残存口数が30億口を下回った場合、信託の終了がご投資家に有利であると認める場合その他やむを得ない事情が発生したときは、信託を終了することができます。(注9)	31~32ページ

当目論見書に記載されている用語の解説については64~65ページもあわせてご参照ください。

注1:以下「ファンド」といいます。

注2:「国際株式型(欧州型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として欧州の株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

注3:ファンドは、フィデリティ・欧州株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とする「ファミリーファンド方式」による運用は、2003年9月26日から行なう予定です。(以下、同じ。)

注4:ファンドは主としてマザーファンドを通じて投資を行ないます。表記の投資対象はマザーファンドの主な投資対象です。

注5:ただし、最終計算期間は信託の終了日となります。

注6:ただし、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等は、委託会社は信託を終了することができます。

注7:申込期間中における、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日

2003年	12月25日(木)、12月26日(金)
2004年	1月1日

有価証券届出書提出日現在、委託会社が把握している休業日です。今後、変更となることがありますので、販売会社までお問い合わせ下さい。

注8:信託約款を変更する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出た上で行ないます。信託約款の変更事項が重大な場合には、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

注9:信託を終了する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出た上、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

ファンドの特色および投資方針

英国および欧州大陸の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。

個別企業分析により、優良企業を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。

個別企業分析にあたっては、フィデリティ・グループ^{*1}の欧州および世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

株式組入率は原則として高くします。

原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。

「ファミリーファンド方式」*²による運用を行ないます。

欧州株式の代表的な株価指数であるMSCIヨーロッパ・インデックス*³(円ベース)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることがを目標とします。(指数との連動を目指すものではありません。)

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

- *1 「ファイデリティ・グループ」とは、資本関係のない提携グループのFMR Corp.およびFidelity International Limitedとそれらの関連会社を意味します。(以下、ファイデリティ・グループの会社を総称して「ファイデリティ」ということがあります。)また「ファイデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。
- *2 ファンドは「ファイデリティ・欧州株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。前期はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。(なお、マザーファンドを主たる投資対象とする「ファミリーファンド方式」による運用は、2003年9月26日から行なう予定です。)
- *3 MSCIヨーロッパ・インデックスとは、Morgan Stanley Capital Internationalの算出する欧州の株式市場の動きを示す指数です。

ファンドの運用体制

フィデリティ・グループの企業調査情報の活用

個別企業分析にあたっては、フィデリティ・グループの世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*フィデリティ・グループの運用・調査規模

フィデリティ・グループは、グローバルに調査・運用を行なう会社として、世界4都市(ボストン、ロンドン、東京、香港)を拠点として、世界主要国の企業を調査対象としております。

個別企業の綿密な調査をベースにした運用スタイル「ボトム・アップ・アプローチ」を貫徹するには、社内に数多くのアナリストを抱える必要があります。

フィデリティ・グループは、2003年3月末日現在、アナリスト279名(うち株式担当209名)、ポートフォリオ・マネージャー158名(うち株式担当125名)が世界主要国の企業と毎日コンタクトし、企業の「今」と「将来」を調査しています。

<フィデリティ・グループの運用・調査体制>

(2003年3月末日現在)

拠点	ポートフォリオ・マネージャー			アナリスト			合計
	株式	その他	小計	株式	その他	小計	
ボストン	79	28	107	120	58	178	285
ロンドン	26	4	30	53	10	63	93
東京	11	0	11	20	0	20	31
香港	9	1	10	16	2	18	28
総計	125	33	158	209	70	279	437

上表中の数値は、将来変更となる可能性があります。

フィデリティは、なぜ自ら企業を調査するのでしょうか？

フィデリティは自社のスタッフによる独自の調査が、付加価値をもたらすと考えています。

公開情報や、外部から提供された情報だけに頼るということは、情報の信頼性を確認しないことだと考えています。

また、公開情報は、すでに市場の個別銘柄に影響を与えているケースが多く、運用を行なうにおいての付加価値は高くないと考えています。「10社を調べれば1社、100社を調べれば10社、いい企業が見つかる。そして、数多くの企業を調査したものが、勝利を収めるのである。」-ピーター・リンチ(米国フィデリティのポートフォリオ・マネージャーの言葉)

フィデリティ・グループの企業調査の特徴

フィデリティの運用の基本は「ボトム・アップ・アプローチ」

- 綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくことです。

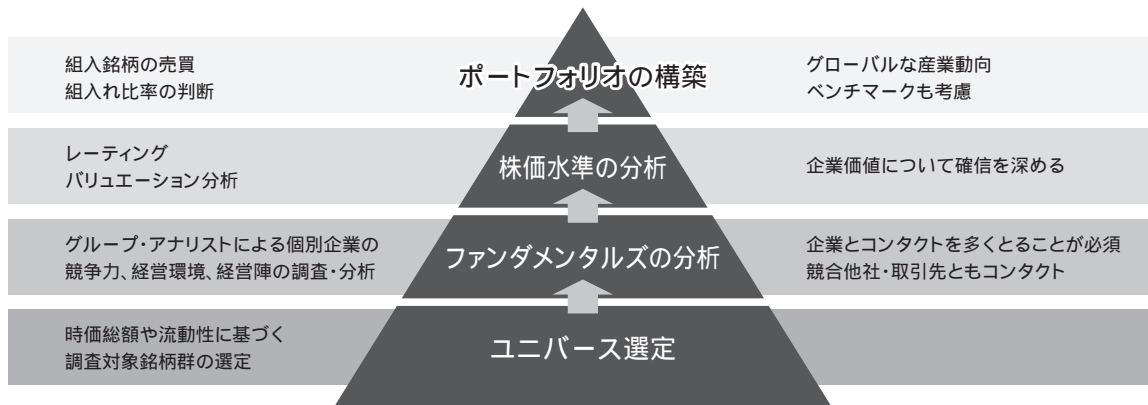
フィデリティの調査の目的: 中長期的な成長力を持った企業を探し出すことです。企業の中長期的な成長のエンジンとなる競争力の構造を、多面的な視点から調査します。

フィデリティの調査体制の特徴: 世界の調査部隊を7つのセクター(業種)に分けて、グローバルなチームによる調査を行ないます。これにより、グローバルな視点で、調査対象企業の競争力分析が容易になります。

フィデリティは多面的に調査: フィデリティは、調査対象企業の情報のみで投資判断を下すことはしません。グローバルな観点での競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先からも情報収集を行ない、より広く、かつ客観的な情報をもとに、収益予測を行ない、投資判断を行ないます。

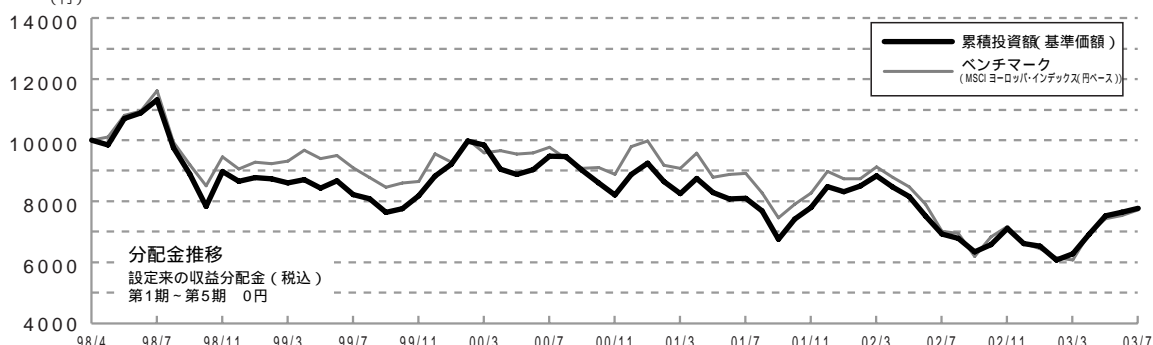
*長期間にわたってファンドを運用していく上で、運用担当者が交代となることもありますが、フィデリティ・グループの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティ創立以来の原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

運用プロセス



過去の運用状況および分配金の実績

< フィデリティ・欧州株・ファンド 基準価額推移 > (1998年4月1日～2003年7月31日)
(円)



累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、申込手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。ベンチマークはファンド設定日前日を10,000円としています。

ファンドのリスク

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)
ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて投資家に帰属し、元本が保証されているものではありません。

(イ)証券投資信託の運用において想定されるリスク

有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク: 基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク: 日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

カントリーリスク: 海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等)が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク：解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

信用リスク：株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

(ロ) その他、ファンドおよびマザーファンドの運用において考えられるリスク

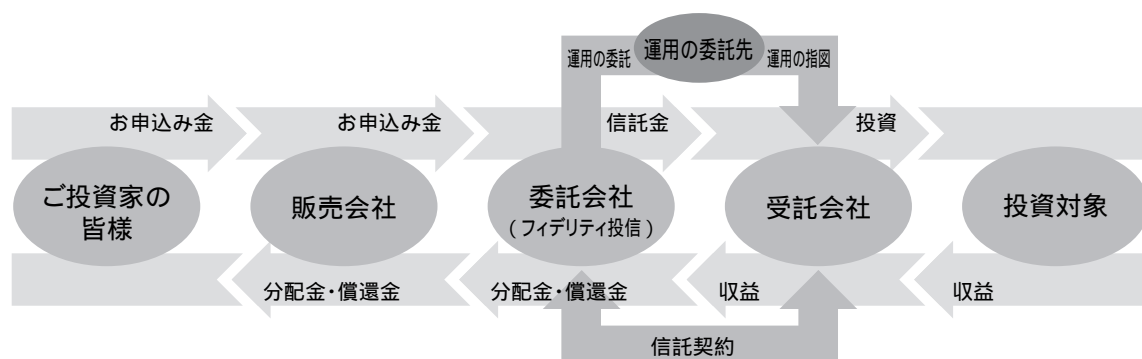
ベンチマークとの乖離に関するリスク：ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

ボトム・アップ・アプローチに関するリスク：ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定しますので、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等が、ベンチマークや投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドの基準価額の値動きは、ベンチマークや投資対象国または地域の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

運用担当者の交代に関するリスク：前述の「ファンドの特色および投資方針」中で示されたファンドの運用についての考え方は、2003年8月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティ・グループの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティ創立以来の原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

有価証券先物取引等のリスク：ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

ご投資の手引き



(1) お申込みについて:

(イ) お申込み取扱い場所

ファンドの販売会社において委託会社および販売会社の営業日にお申込みの受付を行ないます。

販売会社の詳細は下記にご照会ください。

ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行ないません。

フィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)

インターネットホームページ: <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>

フリーコール: 0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(ロ) お申込み単位

お申込み単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。

(ファンドのお申込みコースには、分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「累積投資コース」があります。累積投資コースに関する記載については、同じ内容の異なる名称を含むものとします。)

詳細は委託会社(インターネットホームページ: <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社にお問い合わせください。

(ハ) お申込み価額とお申込み手数料

お申込み価額(ファンドの発行価格): 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額をファンドの計算日における受益権総口数で除して得たものです。

基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

「計算日」とは基準価額が算出される日を示し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社(インターネットホームページ: <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社にお問い合わせください。また、原則として、翌日付の日本経済新聞(略称:「欧州株」)に掲載されます。

お申込み手数料:

お申込みには手数料がかかります。(ただし3.0%が上限です。)

手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額です。

お申込み手数料に対して消費税、地方消費税相当額が加算されます。

お申込み手数料については、委託会社(インターネットホームページ:
<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、フリーコール: 0120-00-8051
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社にお問い合わせください。

(二)お申込みの払込期日等

ファンドをお申込みの際は、お申込み受付日から起算して5営業日までにお申込み代金を販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。

(ホ)その他のお申込みのご留意点

(a)お申込みのご留意点

ファンドのお申込みの際の手続き、受付時間等について:

お申込みの際は、販売会社の所定の方法に基づき行なってください。(ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行ないません。)

なお、午後3時(半日営業日は午前11時)までにお申込みが行なわれたものを、当日のお申込み受付分とします。(受付時間は販売会社により異なることがあります。)
この受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

お申込み金額が多額な場合等について:

委託会社は、ご投資家の皆様のお申込み金額が多額な場合、ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドのお申込みの受付を停止することおよび既に受付けたお申込みを取り消すことができます。

累積投資コースにかかる「自動けいぞく投資約款」について:

ご投資家の皆様は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*に基づく契約(自動けいぞく投資契約)を結んでいただきます。

*販売会社によっては、同じ権利義務関係を規定する名称の異なる契約、または規定を用いていることがあり、上記の内容はこのような異なる名称の契約等にもあてはまります。

受益証券の保護預りについて:

「一般コース」のご投資家が受益証券の保護預りをご希望される場合は、販売会社と保護預り契約を締結していただいたうえで保護預りとすることができます。

「累積投資コース」の受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券をお引き出しすることはできません。

(b) 販売会社を通じた取得申込みについてのご留意点

ご投資家の皆様の資金は、販売会社により、委託会社に対して現実に払い込みがなされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金のお支払いは、すべて販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対し支払った後は、ご投資家の皆様への支払いについての責任は負いません。

委託会社は、販売会社(取次会社を含みます。)とは別の法人です。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(ご投資家の皆様のお申込み金額の預り等を含みます。)について責任を有しますが、互いに他については責任を有しません。

受益証券の交付は、全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、販売会社またはその指定する方について受益証券を交付しますが、その後のご投資家の皆様への交付については責任を負いません。なお、「累積投資コース」をお申込みのご投資家の受益証券は、すべて販売会社による保護預りとなり、交付は行なわれませんのでご承知おきください。

(2) 収益の分配

(イ) 分配金について

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行なう予定です。

(ロ) 支払い方法について

「累積投資コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「一般コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。販売会社でお受取りください。

(3) ご換金について

(イ) ご換金の手続き

ご換金は「解約請求」として行なうことができます。

ファンドは、「買取請求」制度は設けておりません。*

解約請求は、委託会社およびお申込みの販売会社の営業日に、お申込みの販売会社までご請求ください。

解約請求は、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに請求が行なわれたものを当日の申込み受付分とします。(受付時間は販売会社により異なることがあります。)この受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとなります。ただし、ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはご換金の受付は行ないません。

*ただし、約款変更等にかかる異議申立てに基づく買取を除きます。

(ロ)ご換金単位

ご換金単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。
詳細は委託会社 インターネットホームページ: <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、
フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)または
は販売会社にお問い合わせください。

(ハ)ご換金の手数料とご換金の価額

ご解約にあたっては、手数料はかかりません。
ご解約の際の価額は、解約価額とします。
解約価額とは、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。
お受取りの価額は、ご投資家の皆様により異なります。
解約価額が個別元本を上回った場合:その超過額に所得税、地方税率を乗じ
て得た額を差し引いた額
解約価額が個別元本を下回った場合:解約価額

(ニ)ご換金の代金のお支払い時期

解約代金は、原則としてご投資家の皆様の解約のご請求を受け付けた日から起算
して、5営業日目から販売会社でお支払いします。

(ホ)ご換金の留意点

(a)解約の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約のご請求の受付を中止することができます。この
ような場合には、ご投資家の皆様は解約のご請求を撤回することができます。撤
回しない場合は、委託会社が解約請求の中止解除した後の最初の基準価額の計
算日に、この請求を受け付けたものとして計算を行ないます。

(b)信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約を制限することが
あります。

(4)運用状況の報告

決算後に期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況を記載した
「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申出いただ
いたご住所にお届けいたします。

費用と税金

お申込みからご換金までの間にご負担いただく費用・税金は次のとおりです。

ご投資家にお申込み時、収益分配時、ご換金時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込み時	お申込み手数料 (消費税等相当額)	販売会社により異なりますので、販売会社にご確認ください (ただし3.0%を上限とします。) 手数料には5%の消費税等に相当する額がかかります。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 ^{注1)} に対し20%(所得税15%、地方税5% ^{注3)})
ご換金時	所得税および地方税	ご投資家の個別元本 ^{注2)} 超過額に対し20% (所得税15%、地方税5% ^{注3)})
償還時	所得税および地方税	ご投資家の個別元本超過額に対し20% (所得税15%、地方税5% ^{注3)})

(注1)ご投資家が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が「普通分配金」となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」、残りの金額が「普通分配金」となります。「特別分配金」は元本の払い戻しにあたるものとして課税されません。この場合、当該ご投資家の個別元本から当該特別分配金を控除した額がその後の当該ご投資家の個別元本となります。

(注2)個別元本とは、ご投資家毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。ご投資家が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該ご投資家が追加信託を行なうつ当該ご投資家の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、受益証券を保護預りとならない場合、記名式受益証券の場合、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合、「累積投資コース」と「一般コース」の両コースで取得する場合には、それぞれ別に個別元本の算出が行われる場合があります。

(注3)2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金(解約・償還差益を含む。)等につきましては、源泉税率は個人のご投資家については10%(所得税7%、地方税3%)、法人のご投資家については7%(所得税)となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は個人のご投資家については20%(所得税15%、地方税5%)、法人のご投資家については15%(所得税)となることが予定されております。

税法が変更・改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

ご投資家に間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金

時期	項目	費用・税金	
毎日	信託報酬	総額	純資産総額に対して 年率1.53%
		配分	委託会社 純資産総額に対して 年率0.73%
			販売会社 純資産総額に対して 年率0.70%
			受託会社 純資産総額に対して 年率0.10%

信託報酬に対する消費税および地方消費税相当額(5%)も信託財産でご負担いただけます。

また、上記のほか、ファンドの組入・有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、先物取引やオプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産でご負担いただけます。

その他、委託会社は下記の諸費用等の支払いをファンドのために行ない、かつその支払いを信託財産から受けることができます。

受益証券の管理事務に関連する費用、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、目論見書、要約(仮)目論見書、信託約款、運用報告書、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用、ご投資家に対する公告費用、ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする率(ただし変更される場合があります。)を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払いの合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、信託財産より受領することができます。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

フィデリティ・欧州株・ファンド (以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

ファンドは契約型の追加型株式投資信託です。

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能です。ただし、フィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)の指定する証券会社(外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(以下総称して「販売会社」といいます。販売会社の詳細については後記「(9) 申込取扱場所」をご参照ください。)と「自動けいぞく投資契約」(名称の如何を問わず、収益分配金の再投資を内容とする、販売会社との同種の契約を含みます。以下同じ。)を締結して取得した受益者の受益証券については全て無記名式とします。

格付は取得していません。

(3) 発行数

発行価額の総額(受益証券 1 口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額)が 2 兆円となる口数を上限とします。

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4) 発行価額の総額

2 兆円を上限とします。

上記の金額には、申込手数料およびこれに対する消費税等相当額は含まれません。

(5) 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益証券 1 口当たりの純資産額です(「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。)。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社(フィデリティ投信株式会社、ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは、「欧州株」として略称で掲載されています。)

(6) 申込手数料

申込手数料率は 3 . 0 % を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当

額が加算されます。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択し、毎計算期末の収益分配金を自動的に再投資する場合は、無手数料の取扱いとなります。

販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、各販売会社でお買付頂いた投資信託のうち、各販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。)で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なって頂く場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なって頂く場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、各販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込単位

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- 1口以上1口単位
- 1万口以上1口単位
- 1万口以上1万口単位
- 50万口以上1口単位
- 50万口以上1万口単位
- 1円以上1円単位
- 1万円以上1円単位
- 1万円以上1万円単位
- 50万円以上1円単位
- 50万円以上1万円単位

ただし、各販売会社においては、上記の申込単位以外に、100万口または100万円までの範囲における数値をそれぞれ組み合わせた申込単位を定めることが可能です。各販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)もしくはフリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)または各販売会社にてご確認ください。

(8) 申込期間

2003年3月1日(土曜日)から2004年2月27日(金曜日)まで。

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に限り行なわれます。ただし、ロンドン・フランクフルト・ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日にはお申込みの受付は行ないません。

申込期間中においてロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日は以下のとおりです。

2003年	4月18日(金)、4月21日(月)、12月25日(木)、12月26日(金)
2004年	1月1日(木)

有価証券届出書提出日現在、委託会社が把握している休業日です。今後、変更となることがありますので、販売会社までお問い合わせください。

また、受益証券の取得申込みの受付は午後3時までとしますが、わが国の証券取引所が半休日となる場合の受付は午前11時までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、フリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)または販売会社までお問い合わせください。申込取扱場所は原則として販売会社の本支店等とします。

(10) 払込期日

取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

当該取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、販売会社から、委託会社の口座を経由して、受託会社のファンド口座に払込まれます。

(11) 払込取扱場所

原則として申込取扱場所と同じです。なお、申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、フリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)または販売会社までお問い合わせください。

(12) 振替機関に関する事項

該当ありません。

(13) その他

ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なって頂きます。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、累積投資コースであっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、累積投資コースを取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

累積投資コースを利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益証券の定時定額購入サービスに関する取り決めを行なって頂きます。

ファンドの受益証券につき保護預りを利用される場合には、取得申込者と販売会社との間で、保護預りに関する契約が締結される必要があります。累積投資コースをご利用の場合、受益証券は全て保護預りとさせていただきます。

お申込み金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益証券は米国証券取引委員会(SEC)に登録されていないため、米国にお住まいの方、または米国の住所をお使いになる方向けに販売するものではありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・欧州株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として英国および欧州大陸の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とする「ファミリーファンド方式」による運用は、2003年9月26日から行なう予定です。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託で、「国際株式型(欧州型)」に属するものです。

「国際株式型(欧州型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として欧州の株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ファンドの特色および投資方針」をご参照ください。

(2) ファンドの沿革

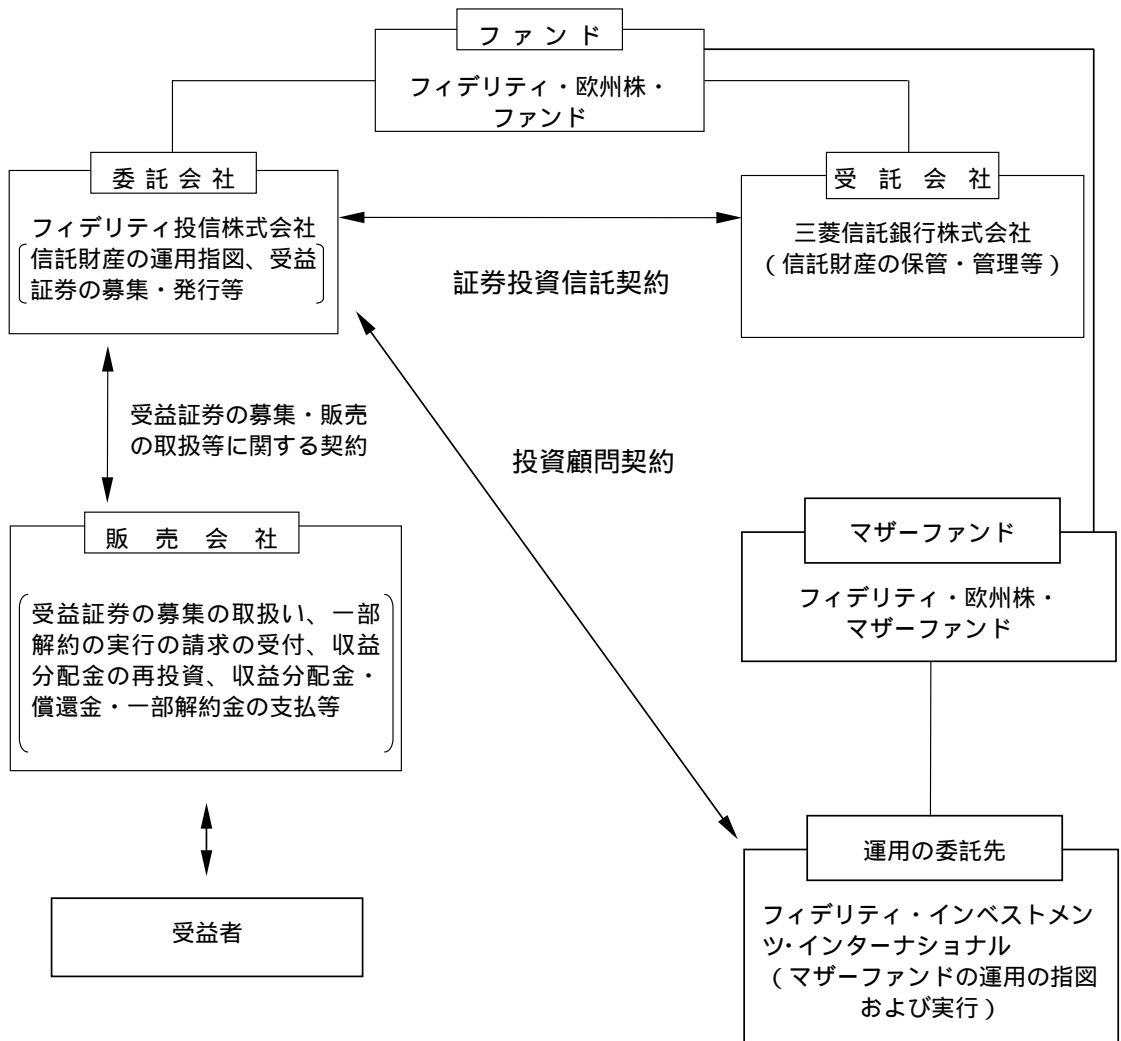
1998年4月1日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・欧州株・ファンド」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・欧州株・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図のとおりです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下のとおりです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益証券の募集・発行、目論見書・運用報告書の作成・交付、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算)、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算)、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、受益証券の保護預り、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：フィデリティ・インベストメンツ・インターナショナル

(所在地：英国 ケント)

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

- (a) 資本の額 金 10 億円 (2003 年 6 月末日現在)
- (b) 代表者の役職氏名 代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- (c) 本店の所在の場所 東京都中央区新川 1 丁目 8 番 8 号 アクロス新川ビル
- (d) 沿革
- 1986 年 フィデリティ投資顧問株式会社設立
 - 1987 年 投資顧問業の登録
 - 同年 投資一任業務の認可取得
 - 1995 年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

(e) 大株主の状況

(2003 年 6 月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミュダ、ペンブローク市、クロー・レーン 42 番地 ペンブローク・ホール	20,000 株	100%

(f) フィデリティ・グループの概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、フィデリティ・グループ^{*1}の一員です。

1946 年米国ボストンで資産運用業務を開始したフィデリティ・グループは、その後 50 年以上が経過した現在、グローバルに資産運用を行なう世界最大の独立系投資信託運用グループ^{*2}となりました。2003 年 3 月末日現在、フィデリティ・グループ全体の運用資産規模は、約 106 兆 1,500 億円(8,951 億米ドル)となっております。

フィデリティ・グループは、創立以来、運用の原点である企業調査と、国際分散投資に着目し、力を注いで参りました。すなわち、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等を分析し、その結果をもとに運用する「ボトム・アップ・アプローチ」を投資哲学の柱に据えています。今日米国ボストンの本社を中心とし、ロンドン、東京、香港等世界の主要金融市場に拠点を設け、国際的な資産運用業務に従事しております。

ここ日本においても、フィデリティ・グループは 1969 年外資系の投資顧問会社としては初めて東京に事業所を開設し、日本株式の調査・運用に携わって参りました。その経験とノウハウを活かし、1995 年からはフィデリティ投信株式会社が、数多くの証券会社、銀行、保険会社等を通して、機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会をご提供するため投資信託業務を開始いたしました。

*1 「フィデリティ・グループ」とは、資本関係のない提携グループの FMR Corp.および Fidelity International Limited とそれらの関連会社を意味します。(以下、フィデリティ・グループの会社を総称して「フィデリティ」ということがあります。)また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

*2 「ペンション&インベストメンツ/ワトソン・ワイアット・ワールド 500」の 2002 年調査結果によるものです。

2 投資方針

(1) 投資方針

(マザーファンド受益証券を主たる投資対象とする「ファミリーファンド」方式による運用は、2003年9月26日から行なう予定です。)

投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 原則として、実質外貨建資産*の為替ヘッジは行ないません。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- (e) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
- (f) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の総資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク*1

欧州株式の代表的な株価指数である MSCI ヨーロッパ・インデックス*2(円ベース)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげること为目标とします。(指数との連動を目指すものではありません。)

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

*2 MSCI ヨーロッパ・インデックスとは、Morgan Stanley Capital International の算出する欧州の株式市場の動きを示す指数です。

運用方針

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ファンドの特色および投資方針」

をご参照ください。

(2) 投資対象

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券に投資することができます。また、保有する有価証券（「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イから八までに掲げるものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、1. から 11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で 19. の権利の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに 17. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券および 12. ならびに 17. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および 14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

す。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

その他の投資対象

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします(以下同じ。)
3. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 信託財産に属する実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
9. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3) 運用体制

フィデリティ・グループの企業調査情報の活用

ファンドは、個別企業分析にあたり、フィデリティ・グループの世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

(a) フィデリティ・グループの運用・調査規模

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ファンドの運用体制」をご参照ください。

(b) フィデリティ・グループの企業調査の特徴

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ファンドの運用体制」をご参照ください。

(c) 運用プロセス

運用アイデアの源泉となるユニバース（投資対象母集団）：

欧州および世界主要金融拠点駐在のアナリストが数多くの企業を調査しています。この中から、フィデリティ・グループのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析：

企業の成長性や財務状況等のファンダメンタルズ分析、市場で形成される株価と利益の成長性の比較等、様々な観点から分析を行いません。フィデリティ・グループでは各種分析にあたり、企業とコンタクトを多く取ることが必須です。直接分析対象とする企業だけではなく、その競合他社、取引先ともコンタクトを取った上で、その企業の分析を行いません。

レーティング：

フィデリティ・グループのアナリストは、調査銘柄に対して投資魅力の度合いに見合うレーティングを運用担当者に対して提示します。これは、企業価値について、グローバルかつセクター横断的な比較を可能にします。また、提示されたレーティングについては、株価の動きや頻繁な企業調査に基づき、正確性を常時検証します。

フィデリティ・グループ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンスの向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

売買の判断：

企業調査内容、レーティングに基づき、売買の判断を行いません。

ポートフォリオ構築：

組入銘柄の決定を行いません。グローバルな産業動向、ベンチマークも考慮し、リサーチ結果を集約します。

運用体制に関する社内規則

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託委託業務の業務の方法を規定している「業務方法書」に記載されてある、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

ファンドの運用者は、委託会社が作成した「服務規程」を遵守することが求められております。服務規程におきましては、ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められております。これらの規定はマザーファンドの運用担当者にも徹底されています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時（原則毎年 11 月 30 日。同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しま

- す。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 投資制限

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。
- (b) 株式への実質投資割合*には、制限を設けないものとします。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (h) マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りませ。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- (l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から 4. に掲げる金融商品で運用しているもの

- をいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から 4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- (r) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- * 上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投信法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、一の信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の1.および2.に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに3.および4.に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等(投信法施行規則第27条第4項において定義されている「有価証券先物取引等」を意味します。)を行なうことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。
1. 当該信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)
 2. 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 3. 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
 4. 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考) マザーファンドの投資方針等は以下のとおりです。
(マザーファンド受益証券を主たる投資対象とする「ファミリーファンド」方式による運用は、2003年9月26日から行なう予定です。)

(1) 投資態度

英国および欧州大陸の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
主として欧州各国の株式に分散投資を行ないます。
銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。
株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。

(2) 投資対象とする有価証券

委託会社は、マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)

特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)

協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)

コマーシャル・ペーパー

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

外国または外国法人の発行する証券または証書で、 から までの証券または証書の性質を有するもの

投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）

預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）

外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、 の証券または証書、 ならびに の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および ならびに の証券または証書のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 の証券および の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

前記(2)にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

(4) その他の投資対象

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡

取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(5) マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場にお

ける現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(3) 投資対象とする金融商品」から掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(3) 投資対象とする金融商品」から掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(3) 投資対象とする金融商品」から掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信

託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとしします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとしします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3 投資リスク（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

(1) リスク

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ファンドのリスク」をご参照ください。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の手段として、マザーファンドの運用の指図を委託した拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、ファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。マザーファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっております。

また、法令または信託約款等のファンドおよびマザーファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行っております。

(3) 販売会社に係る留意点

本項につきましては、前記「ファンドの概要 ご投資の手引き (1)お申込みについて (ホ) 其他のお申込みのご留意点 (b)販売会社を通じた取得申込みについてのご留意点」をご参照ください。

4 手数料等および税金

(1) 申込手数料

本項につきましては、前記「第一部 証券情報 (6)申込手数料」をご参照ください。

(2) 換金（解約）手数料

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3) 信託報酬等

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 10,000 分の 153 の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年 10,000 分の 73、販売会社が年 10,000 分の 70、受託会社が年 10,000 分の 10 になります。

信託報酬の支払は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および計算期間終了日に当該終了日まで計上された金額、ならびに信託の終了時に終了時まで計上された金額が信託財産から支弁されます。

また、信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

(4) その他の手数料等

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 受益証券の管理事務に関連する費用(券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。)
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.10% を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更されることがあります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれません。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、一般コースと累積投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。)

2. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による源泉分離課税が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

ファンドにマル優制度(老人等の少額貯蓄非課税制度)は適用されません。

なお、2004年1月1日から公募株式投資信託は、「利子並み課税」の対象から除外され、収益分配金(解約・償還差益を含む。)については上場株式等と同様の課税に、解約・償還差損については株式等に係る譲渡所得等の計算上、譲渡損として取り扱われることとなりました。これに伴う主な課税上の変更点は以下のとおりです。

2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金(解約・償還差益を含む。)等につきましては、源泉税率は10% (所得税 7%、地方税 3%) となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は20% (所得税 15%、地方税 5%) となることが予定されております。

ただし、金額にかかわらず収益分配金(解約・償還差益を含む。)に係る所得は申告不要とされていますので、2004年1月1日以降、源泉税率の変更以外には、特に変更点はございません(なお、申告の選択も可能となります。)。2004年1月1日以降にファンドの換金、償還により損失が発生した個人の受益者は、確定申告を行なうことにより、他の株式等の譲渡による利益と当該損失を通算することが可能となります。販売会社に新規に口座を設定される場合には、本人を確認する書類が必要となります。また、年間10万円を超える収益分配金(解約・償還差益を含む。)につきましては、販売会社から各受益者が属する税務署に対して、支払調書が提出されます。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率で源泉徴収されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

2004年1月1日から2008年3月31日までに法人の受益者に支払われる収益分配金(解約・償還差益を含む。)につきましては、源泉税率は7% (所得税のみ) となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は15% (所得税のみ) となることが予定されております。

5 運用状況

(1) 投資状況

(2003年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	ドイツ	309,980,701	8.95
	イタリア	367,500,672	10.61
	フランス	403,172,355	11.64
	イギリス	903,203,102	26.08
	スイス	374,673,532	10.82
	オランダ	136,913,290	3.95
	スペイン	221,119,089	6.39
	ベルギー	25,467,120	0.74
	スウェーデン	72,802,214	2.10
	ノルウェー	36,207,668	1.05
	フィンランド	33,119,852	0.96
	デンマーク	127,461,879	3.68
	アイルランド	93,475,967	2.70
	ギリシャ	126,542,559	3.65
	ロシア	203,600,950	5.88
	クロアチア	37,180,648	1.07
小計		3,472,421,598	100.29
その他の資産			
預金・その他	日本	125,388,596	3.62
小計			
負債	-	135,258,890	3.91
合計(純資産総額)		3,462,551,304	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2003年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(1998年11月30日)	2,270	2,270	0.8975	0.8975
2期	(1999年11月30日)	2,298	2,298	0.8180	0.8180
3期	(2000年11月30日)	3,197	3,197	0.8206	0.8206
4期	(2001年11月30日)	3,044	3,044	0.7799	0.7799
5期	(2002年12月2日)	3,113	3,113	0.7161	0.7161
	2002年6月末日	3,112	-	0.7514	-
	2002年7月末日	2,912	-	0.6927	-
	2002年8月末日	2,908	-	0.6785	-
	2002年9月末日	2,745	-	0.6344	-
	2002年10月末日	2,863	-	0.6581	-
	2002年11月末日	3,091	-	0.7110	-
	2002年12月末日	2,878	-	0.6615	-
	2003年1月末日	2,833	-	0.6530	-
	2003年2月末日	2,645	-	0.6076	-
	2003年3月末日	2,727	-	0.6280	-
	2003年4月末日	3,196	-	0.6920	-
	2003年5月末日	3,492	-	0.7523	-
	2003年6月末日	3,462	-	0.7641	-

分配の推移

期	1口当たりの分配金 (円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期中 (自 2002年7月1日) (至 2003年6月30日)	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
第1期	10.3
第2期	8.9
第3期	0.3
第4期	5.0
第5期	8.2
第6期中 〔自 2002年7月1日〕 〔至 2003年6月30日〕	1.7

(3) 設定および解約の実績

下記計算期間中および計算期間末の設定および解約の実績ならびに発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	3,331,325,760	801,700,465	2,529,625,295
第2期	1,489,253,203	1,208,398,621	2,810,479,877
第3期	2,375,631,057	1,290,073,064	3,896,037,870
第4期	884,483,493	876,811,752	3,903,709,611
第5期	825,537,810	380,756,314	4,348,491,107
第6期中 〔自 2002年7月1日〕 〔至 2003年6月30日〕	1,020,019,181	631,099,306	4,531,261,037

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

受益証券 1 口当たりの純資産額(「基準価額」)は、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

ファンドの基準価額には、同日付で算出されるマザーファンドの基準価額が反映されます。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社(フィデリティ投信株式会社、ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>、フリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは、「欧州株」として略称で掲載されています。)

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

申込(販売)手続等

本項につきましては、前記「第一部 証券情報 (6)申込手数料」等をご参照ください。

換金(解約)手続等

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です(なお、買取請求制度は設けておりません(ただし、後記「(2) 受益者の権利等 異議申立てを行なった受益者の買取請求権」を除きます。))。

受益者は、委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに受けたものを当日の申込みとして取扱います(ロンドン、フランクフルト、ユーロネクスト(パリ)の各証券取引所の全てが休業する日と同日を除きます。)。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の申込みは翌営業日の扱いとなります。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、解約価額(基準価額)は毎営業日計算され、委託会社(フィデリティ投信株式会社、ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、フリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。受益者の受取金額は、解約価額に解約口数を乗じて得た金額から、解約価額が個別元本を上回った場合その超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税額および地方税額を差引いた金額となります。当該金額は解約請求を受けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社の営業所において受益者に支払われま

「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。詳しくは、前記「4 手数料等および税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

解約単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- 1 口以上 1 口単位
- 1 万口以上 1 口単位
- 1 万口以上 1 万口単位
- 1 円以上 1 円単位
- 1 万円以上 1 円単位
- 1 万円以上 1 万円単位

ただし、各販売会社においては、上記の解約単位以外に、10 万口または 10 万円までの範囲における数値をそれぞれ組み合わせた解約単位を定めることが可能です。解約価額および各販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)もしくはフリーコール：0120-00-8051(受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)または各販売会社にてご確認ください。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとしします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 5 億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

保管

一般コースを選択した受益者は、受益者と販売会社との間に取り交わされる保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

累積投資コースを選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、自動けいぞく投資契約に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

受益証券の引出しを請求される場合は、受益証券の印刷完了後、請求日を入れて 4 営業日目以降の受渡しとなります。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記による名義書換の手続はファンドの毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、上記の名義書換によらなければ、委託会社および

受託会社に対抗することができません。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下のとおりです。

- 1) 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。
- 2) 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。
- 3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 1)、2)の規定を準用するものとします。
- 4) 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「その他 (a)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

計算期間

計算期間は毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

その他

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が 30 億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヶ月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が 1 ヶ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了

させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヶ月を下らないものとします。)内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 50%を超えることとなる場合は、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前 2 段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の受益証券の販売等に係る契約書は、期間満了の 3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。保護預りを利用する受益者には、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社から運用報告書が送付されます。

(f) 組入有価証券等の管理

信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行いません。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機

関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとしします。

4. 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

なお、信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

- (g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

- (h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- (i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等^{*2}に応じて計算されるものとしします。

^{*1}「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

^{*2}「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

- (j) 受益証券の発行、受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式受益証券を発行します。

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。

受益証券の認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

- (k) 受益証券の種類

委託会社が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。ただし、委託会社が認める場合にはこの限りではありません。

自動けいぞく投資契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、上記のほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

また、委託会社が認める場合には、委託会社は1口未満の口数を表示した受益証券を発行することができます。

- (l) 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、上記による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

- (m) 受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをする

ことができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記「(b)信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(q) 信託約款に関する疑義の扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託契約を締結し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売却を行ないます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

受益証券の一部解約請求権

受益者は、ファンドの受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「(1)資産管理等の概要 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

信託約款の重要な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(1)資産管理等の概要 その他 (a)信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b)信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。

異議申立てを行なった受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の手続に関する事項は、前記「(1)資産管理等の概要 その他 (a)信託の終了」または「同(b)信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指

定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払に関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第2 ファンドの経理状況

ファンドの財務諸表は、第4期計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第5期計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2、および「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)附則第10条により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)および第5期計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

ファンドの中間財務諸表は、第5期中間計算期間(平成13年12月1日から平成14年5月31日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2、および「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号)附則第10条により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第6期中間計算期間(平成14年12月3日から平成15年6月2日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成13年12月1日から平成14年5月31日まで)および第6期中間計算期間(平成14年12月3日から平成15年6月2日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人の中間監査を受けております。その中間監査報告書は、該当する中間財務諸表の直前に添付しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

監 査 報 告 書

平成14年2月1日

フィデリティ投信株式会社

代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー 殿

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士

藤間義雄

関与社員 公認会計士

清水毅

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンド（以下「ファンド」という。）の平成12年12月1日から平成13年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がフィデリティ・欧州株・ファンドの平成13年11月30日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成15年2月3日

フィデリティ投信株式会社

代表取締役社長 ヒリー・ウェード・ワイルダー 殿

中 央 青 山 監



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 毅

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンド（以下「ファンド」という。）の平成13年12月1日から平成14年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がフィデリティ・欧州株・ファンドの平成14年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

フィデリティ・欧州株・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第4期 計算期間 (平成13年11月30日現在)	第5期 計算期間 (平成14年12月2日現在)
	金 額	金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預 金	100,233,677	1,130,154
金 銭 信 託	42,167,823	34,179,744
株 式	2,921,532,652	3,053,569,598
未 収 入 金	56,806,592	49,072,354
未 収 配 当 金	1,938,870	2,010,806
流 動 資 産 合 計	3,122,679,614	3,139,962,656
資 産 合 計	3,122,679,614	3,139,962,656
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 金	47,764,404	-
未 払 解 約 金	4,482,171	435,227
未 払 受 託 者 報 酬	1,604,196	1,573,390
未 払 委 託 者 報 酬	22,939,875	22,499,481
そ の 他 未 払 費 用	1,527,736	1,498,400
流 動 負 債 合 計	78,318,382	26,006,498
負 債 合 計	78,318,382	26,006,498
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本	3,903,709,611	4,348,491,107
欠 損 金		
期 末 欠 損 金	859,348,379	1,234,534,949
(うち分配準備積立金)	(-)	(-)
(うち当期損失)	(179,116,292)	(275,814,609)
欠 損 金 合 計	859,348,379	1,234,534,949
純 資 産 合 計	3,044,361,232	3,113,956,158
負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,122,679,614	3,139,962,656

(2) 損益計算書ならびに損益および剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 4 期 計算期間 〔 自平成 12 年 12 月 1 日 至平成 13 年 11 月 30 日 〕	第 5 期 計算期間 〔 自平成 13 年 12 月 1 日 至平成 14 年 12 月 2 日 〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		46,325,484	59,628,207
受取利息		913,066	284,199
有価証券売買等損益		593,998,844	579,637,880
為替差損益		440,650,744	304,823,986
その他収益		23,943	-
営業収益合計		106,085,607	214,901,488
営業費用			
支払利息		3,275	-
受託者報酬		3,466,622	3,348,464
委託者報酬		49,572,425	47,882,969
その他費用		19,988,363	9,681,688
営業費用合計		73,030,685	60,913,121
営業損失		179,116,292	275,814,609
経常損失		179,116,292	275,814,609
当期損失		179,116,292	275,814,609
一部解約に伴う当期損失分配額		2,197,915	5,710,641
期首欠損金		698,839,993	859,348,379
欠損金減少額		151,353,379	82,672,833
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(151,353,379)	(82,672,833)
欠損金増加額		134,943,388	187,755,435
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(134,943,388)	(187,755,435)
分配金		-	-
期末欠損金		859,348,379	1,234,534,949

重要な会計方針

期 別 項 目	第 4 期 計算期間 〔自平成 12 年 12 月 1 日〕 〔至平成 13 年 11 月 30 日〕	第 5 期 計算期間 〔自平成 13 年 12 月 1 日〕 〔至平成 14 年 12 月 2 日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

期 別 項 目	第 4 期 計算期間 〔 自平成 12 年 12 月 1 日 至平成 13 年 11 月 30 日 〕	第 5 期 計算期間 〔 自平成 13 年 12 月 1 日 至平成 14 年 12 月 2 日 〕
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <hr/>	<p>(1)外貨建取引等の処理基準 同左</p> <p>(2)計算期間末日の取り扱い 当ファンドの計算期間は、平成 14 年 11 月 30 日及びその翌日が休日のため、平成 13 年 12 月 1 日から平成 14 年 12 月 2 日までとなっております。</p>

表示方法の変更

期 別 項 目	第 4 期 計算期間 〔平成 13 年 11 月 30 日現在〕	第 5 期 計算期間 〔平成 14 年 12 月 2 日現在〕
派生商品評価勘定の表示方法	派生商品評価勘定については、従来、相殺処理していましたが、「信託財産貸借対照表等の科目について」(平成 12 年 12 月 15 日社団法人投資信託協会理事会決議)に基づき、当期より、個別取引(契約)毎に資産、負債科目に表示することとしております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

期 別 項 目	第 4 期 計算期間 〔平成 13 年 11 月 30 日現在〕	第 5 期 計算期間 〔平成 14 年 12 月 2 日現在〕
期首元本額	3,896,037,870 円	3,903,709,611 円
期中追加設定元本額	884,483,493 円	825,537,810 円
期中一部解約元本額	876,811,752 円	380,756,314 円

(損益計算書ならびに損益および剰余金計算書関係)

第 4 期 計算期間 〔自平成 12 年 12 月 1 日 至平成 13 年 11 月 30 日〕	第 5 期 計算期間 〔自平成 13 年 12 月 1 日 至平成 14 年 12 月 2 日〕
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率 0.30%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における信託約款に規定する収益調整金(8,554,868 円)より分配対象収益は 8,554,868 円(一口当り 0.0021 円)であります。今期は分配いたしませんでした。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における信託約款に規定する収益調整金(12,278,379 円)より分配対象収益は 12,278,379 円(一口当り 0.0028 円)であります。今期は分配いたしませんでした。

(有価証券関係)

第4期 計算期間(平成13年11月30日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	2,921,532,652	286,424,977
合 計	2,921,532,652	286,424,977

第5期 計算期間(平成14年12月2日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株 式	3,053,569,598	210,261,005
合 計	3,053,569,598	210,261,005

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

期 別 項 目	第4期 計算期間 〔自平成12年12月1日 至平成13年11月30日〕	第5期 計算期間 〔自平成13年12月1日 至平成14年12月2日〕
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

期 別 項 目	第 4 期 計算期間 (平成 13 年 11 月 30 日現在)	第 5 期 計算期間 (平成 14 年 12 月 2 日現在)
1口当たり純資産額	0.7799 円	0.7161 円

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル				
ACTIVCARD SA	30,900	9.00	278,100.00	
AGORA-GDR	5,400	13.90	75,060.00	
LUXOTTICA GROUP SPA SPON ADR	10,730	13.44	144,211.20	
NDS GROUP PLC ADS	7,870	6.15	48,400.50	
PLIVA DD GDR REG S	20,200	14.58	294,516.00	
SURGUTNEFTEGAZ-ADR	15,200	17.00	258,400.00	
YUKOS-ADR	3,275	134.00	438,850.00	
小計：			1,537,537.70 (188,886,506)	
ユーロ				
AHOLD NV,KONINKLIJKE	6,600	13.83	91,278.00	
ALSTOM	28,604	7.54	215,674.16	
AVENTIS	7,100	55.95	397,245.00	
BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO	89,200	7.20	642,240.00	
BANK OF IRELAND (IR)	47,700	11.00	524,700.00	
CIA DISTRIB INTEGRAL LOGISTA	12,500	20.12	251,500.00	
COSMOTE MOBILE COMMUNICATION	22,300	9.90	220,770.00	
CRH PLC (IR)	15,700	14.65	230,005.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	3,347	39.80	133,210.60	
ENI SPA	34,550	14.59	504,326.35	
EURONEXT	12,700	21.30	270,510.00	
FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	11,200	22.75	254,800.00	
FRESENIUS MED CARE-PFD	9,800	33.49	328,202.00	
GEHE AG	3,300	36.58	120,714.00	
IAWS GROUP PLC	25,100	7.95	199,545.00	
INDITEX SA	12,400	24.49	303,676.00	
ING GROEP NV CVA (NLG1)	16,400	19.15	314,060.00	
INSTRUMENTARIUM OYJ	8,900	28.00	249,200.00	
INTESABCI SPA-RNC	431,500	1.59	689,968.50	
NOKIA OYJ	42,300	19.40	820,620.00	
OUTOKUMPU OYJ RTS	24,900	1.16	28,884.00	
PARMALAT FINANZIARIA SPA	88,300	2.41	213,067.90	
PORSHCE AG-PFD	295	463.52	136,738.40	
PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG	17,900	6.50	116,350.00	
PUBLIC POWER CO OF GREECE	17,600	12.64	222,464.00	
PUBLIC POWER CORP-REG S GDR	19,400	13.50	261,900.00	
RIVERDEEP GROUP PLC	28,800	1.60	46,080.00	
SAINT GOBAIN ORD	8,778	30.37	266,587.86	
SOLVAY SA CL-A	5,600	66.00	369,600.00	
STADA ARZNEIMITTEL AG	14,268	38.25	545,751.00	
TELECOM ITALIA SPA RISP	108,100	5.42	585,902.00	
TELEKOM AUSTRIA AG	31,500	9.10	286,650.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
TOTAL FINA ELF-B	7,080	135.10	956,508.00	
VEDIOR NV (CERTS)	37,800	7.95	300,510.00	
VINCI SA	3,475	57.75	200,681.25	
VIVENDI UNIVERSAL	40,000	16.39	655,600.00	
VNU NV ORD	14,400	30.05	432,720.00	
小計：			12,388,239.02 (1,512,480,101)	
イギリスポンド				
ABBEY NATIONAL PLC	52,300	6.47	338,642.50	
AMVESCAP PLC	27,700	4.74	131,298.00	
AVIVA PLC	39,200	5.48	215,012.00	
BRITISH AMERICAN TABACCO ORD	29,900	5.80	173,420.00	
CABLE & WIRELESS PLC ORD	324,700	0.82	266,254.00	
CHUBB PLC	157,900	0.96	151,978.75	
CMG PLC	127,100	0.82	104,857.50	
FIRST CHOICE HOLIDAYS PLC	81,400	1.01	82,621.00	
GALEN HOLDINGS PLC	79,400	5.35	424,790.00	
HBOS PLC	51,900	6.96	361,483.50	
HILTON GROUP PLC	127,800	1.84	235,471.50	
KINGFISHER PLC	55,000	2.21	121,962.50	
LLOYDS TSB GROUP PLC	48,100	5.42	260,942.50	
MATALAN PLC	34,400	2.58	89,010.00	
MISYS PLC	59,800	2.38	142,324.00	
PRUDENTIAL CORP	78,010	5.35	417,743.55	
SAFEWAY PLC	117,560	2.18	256,280.80	
SERCO GROUP PLC	73,750	1.83	135,331.25	
UNILEVER PLC ORD	46,200	5.72	264,495.00	
VODAFONE GROUP PLC	439,938	1.22	536,724.36	
WOLSELEY PLC	19,800	5.46	108,108.00	
小計：			4,818,750.71 (922,790,760)	
スイスフラン				
CONVERIUM HOLDING AG	11,400	61.25	698,250.00	
CREDIT SUISSE GRP (REG)	8,410	34.90	293,509.00	
NOBEL BIOCARE HOLDING AG	5,990	83.60	500,764.00	
ROCHE HLDGS GENUSSHEINE	5,920	105.50	624,560.00	
SWISSCOM AG	1,480	431.50	638,620.00	
SYNGENTA AG	3,690	84.00	309,960.00	
小計：			3,065,663.00 (253,714,269)	
スウェーデンクローネ				
ERICSSON(LM)TELE CO CL B	243,300	8.85	2,153,205.00	
METRO INTERNATIONAL SDB-B SH	15,500	8.25	127,875.00	
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	5,800	314.00	1,821,200.00	
小計：			4,102,280.00 (55,585,894)	
ノルウェークローネ				
DNB HOLDING ASA	61,910	35.90	2,222,569.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
STATOIL ASA 小計：	59,000	53.50	3,156,500.00 5,379,069.00 (90,314,568)	
デンマーククローネ DANSKE BANK A/S 小計：	14,500	125.00	1,812,500.00 1,812,500.00 (29,797,500)	
合計			3,053,569,598 (3,053,569,598)	

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 7 銘柄	100.0%	6.2%
イギリスポンド	株式 21 銘柄	100.0%	30.2%
スイスフラン	株式 6 銘柄	100.0%	8.3%
スウェーデンクローネ	株式 3 銘柄	100.0%	1.8%
ノルウェークローネ	株式 2 銘柄	100.0%	3.0%
デンマーククローネ	株式 1 銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	株式 37 銘柄	100.0%	49.5%

有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等ならびに時価の状況表
該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年8月2日


フィデリティ投信株式会社

代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー 殿

中央青山監



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 毅 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンド（以下「ファンド」という。）の平成13年12月1日から平成14年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表についてファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がフィデリティ・欧州株・ファンドの平成14年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

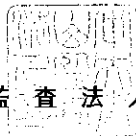
中間監査報告書

平成15年7月24日

フィデリティ投信株式会社

代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員

公認会計士

清水 毅

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・欧州株・ファンド（以下「ファンド」という。）の平成14年12月3日から平成15年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表についてファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がフィデリティ・欧州株・ファンドの平成15年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

フィデリティ・欧州株・ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第5期中間計算期間 〔平成14年5月31日現在〕	第6期中間計算期間 〔平成15年6月2日現在〕
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		371,528,739	47,594,416
金銭信託		169,016,323	27,128,525
株式		3,083,211,880	3,546,336,447
新株予約権証券		26,434	-
未収入金		13,231,447	42,703,587
未収配当金		6,596,832	6,186,620
流動資産合計		3,643,611,655	3,669,949,595
資産合計		3,643,611,655	3,669,949,595
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		15,000	249,074
未払金		247,203,749	160,335,766
未払解約金		1,696,069	1,749,444
未払受託者報酬		1,775,074	1,532,890
未払委託者報酬		25,383,488	21,920,272
その他未払費用		1,690,490	1,459,835
流動負債合計		277,763,870	187,247,281
負債合計		277,763,870	187,247,281
純資産の部			
元本			
元本		4,127,809,151	4,642,335,424
欠損金			
剰余金			
中間欠損金		761,961,366	1,159,633,110
(うち中間利益)		(130,503,562)	-
欠損金合計		761,961,366	-
剰余金合計		-	1,159,633,110
純資産合計		3,365,847,785	3,482,702,314
負債・純資産合計		3,643,611,655	3,669,949,595

(2) 中間損益および剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 5 期中間計算期間 〔自平成 13 年 12 月 1 日〕 〔至平成 14 年 5 月 31 日〕	第 6 期中間計算期間 〔自平成 14 年 12 月 3 日〕 〔至平成 15 年 6 月 2 日〕
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		31,111,820	44,386,687
受取利息		268,659	-
有価証券売買等損益		4,685,632	125,573,904
為替差損益		134,869,114	282,043,565
営業収益合計		161,563,961	200,856,348
営業費用			
受託者報酬		1,775,074	1,532,890
委託者報酬		25,383,488	21,920,272
その他費用		3,901,837	4,730,481
営業費用合計		31,060,399	28,183,643
営業利益		130,503,562	172,672,705
経常利益		130,503,562	172,672,705
中間利益		130,503,562	-
中間純利益		-	172,672,705
一部解約に伴う中間利益分配額		11,827,863	-
一部解約に伴う中間純損失分配額		-	16,687,951
期首欠損金		859,348,379	1,234,534,949
欠損金減少額		38,856,824	87,589,753
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)		(38,856,824)	(87,589,753)
欠損金増加額		60,145,510	202,048,570
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)		(60,145,510)	(202,048,570)
分配金		-	-
中間欠損金		761,961,366	1,159,633,110

重要な会計方針

期 別 項 目	第 5 期中間計算期間 〔 自平成 13 年 12 月 1 日 〕 〔 至平成 14 年 5 月 31 日 〕	第 6 期中間計算期間 〔 自平成 14 年 12 月 3 日 〕 〔 至平成 15 年 6 月 2 日 〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

期 別 項 目	第 5 期中間計算期間 〔平成 14 年 5 月 31 日現在〕	第 6 期中間計算期間 〔平成 15 年 6 月 2 日現在〕
1. 期首元本額	3,903,709,611 円	4,348,491,107 円
期中追加設定元本額	403,142,082 円	599,764,010 円
期中一部解約元本額	179,042,542 円	305,919,693 円
2. 元本の欠損	_____	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,159,633,110円です。

(中間損益および剰余金計算書関係)

第 5 期中間計算期間 〔自 平成 13 年 12 月 1 日〕 〔至 平成 14 年 5 月 31 日〕	第 6 期中間計算期間 〔自 平成 14 年 12 月 3 日〕 〔至 平成 15 年 6 月 2 日〕
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率 0.30%以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

(デリバティブ取引等関係)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第5期中間計算期間(平成14年5月31日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	額等		時価	評価損益
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ポンド	36,173,000	-		36,158,000	15,000
	合計	36,173,000	-		36,158,000	15,000

第6期中間計算期間(平成15年6月2日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	額等		時価	評価損益
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建					
	スイスフラン	4,495,665	-		4,491,841	3,824
	デンマーククローネ	22,160,150	-		22,012,619	147,531
	売建					
	ユーロ	10,057,585	-		10,085,776	28,191
	ポンド	7,754,240	-		7,770,800	16,560
	ノルウェークローネ	9,449,139	-		9,502,107	52,968
合計		53,916,779	-		53,863,143	249,074

(注) 時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 中間計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報)

期 別 項 目	第 5 期中間計算期間 〔平成 14 年 5 月 31 日現在〕	第 6 期中間計算期間 〔平成 15 年 6 月 2 日現在〕
1口当たり純資産額	0.8154 円	0.7502 円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(2002年12月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	2,917,234,979	円
負債総額	38,723,258	円
純資産総額 (-)	2,878,511,721	円
発行済数量	4,351,539,200	口
1単位当たり純資産額 (/)	0.6615	円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2022年12月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国/地域	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	株式	TOTAL FINA ELF-B	フランス	エネルギー	7,080	16,898.30	119,640,020	16,635.63	117,780,331	4.09
2	株式	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電機通信サービス	439,938	234.77	103,287,235	213.12	93,762,797	3.25
3	株式	INTESABCI SPA-RNC	イタリア	銀行	464,400	198.14	92,017,064	178.48	82,890,365	2.87
4	株式	NOKIA OYJ	フィンランド	テクノロジー・ハードウェア及び機器	42,300	2,426.55	102,643,149	1,882.45	79,627,804	2.76
5	株式	BANCO SANTANDER CENTRAL HI SPANO	スペイン	銀行	93,200	898.44	83,735,346	824.27	76,822,635	2.66
6	株式	GALEN HOLDINGS PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー	79,400	1,029.55	81,746,587	957.38	76,016,686	2.64
7	株式	VIVENDI UNIVERSAL	フランス	メディア	40,000	2,050.06	82,002,448	1,894.96	75,798,480	2.63
8	株式	STADA ARZNEIMITTEL AG	ドイツ	医薬品・バイオテクノロジー	14,268	4,784.30	68,262,535	4,784.30	68,262,535	2.37
9	株式	CONVERIUM HOLDING AG	スイス	保険	11,400	5,273.01	60,112,342	5,802.46	66,148,112	2.29
10	株式	TELECOM ITALIA SPA RISP	イタリア	電機通信サービス	108,100	677.93	73,284,622	609.01	65,834,469	2.28
11	株式	PRUDENTIAL CORP	イギリス	保険	78,010	1,030.51	80,390,568	825.56	64,402,528	2.23
12	株式	ENI SPA	イタリア	エネルギー	34,550	1,825.79	63,081,139	1,863.94	64,399,201	2.23
13	株式	PUBLIC POWER CORP-REG S GDR	ギリシャ	公益事業	37,000	1,667.75	61,706,967	1,688.58	62,477,460	2.17
14	株式	HBOS PLC	イギリス	銀行	51,900	1,340.34	69,563,884	1,202.75	62,422,725	2.16
15	株式	STATOIL ASA	ノルウェー	エネルギー	59,000	919.13	54,228,670	996.44	58,789,960	2.04
16	株式	YUKOS-ADR	ロシア	エネルギー	3,275	16,066.60	52,618,115	16,965.84	55,563,158	1.93
17	株式	UNILEVER PLC ORD	イギリス	食品・飲料・タバコ	46,200	1,101.71	50,899,417	1,104.60	51,032,778	1.77
18	株式	SWISSCOM AG	スイス	電機通信サービス	1,480	37,147.83	54,978,795	34,479.04	51,028,986	1.77
19	株式	ROCHE HLDGS GENUSSHEINE	スイス	医薬品・バイオテクノロジー	5,920	9,082.49	53,768,370	8,221.59	48,671,842	1.69
20	株式	NOBEL BIOCARE HOLDING AG	スイス	ヘルスケア機器・サービス	5,990	7,197.12	43,110,772	7,653.40	45,843,871	1.59
21	株式	SAFEWAY PLC	イギリス	食品・薬品小売	117,560	419.51	49,318,677	384.87	45,246,492	1.57
22	株式	VNU NV ORD	オランダ	メディア	14,400	3,758.65	54,124,617	3,135.75	45,154,880	1.56
23	株式	ABBAY NATIONAL PLC	イギリス	銀行	46,400	1,245.08	57,772,027	965.08	44,780,018	1.55
24	株式	SOLVAY SA CL-A	ベルギー	素材	5,600	8,255.28	46,229,568	7,948.83	44,513,470	1.54
25	株式	AVENTIS	フランス	医薬品・バイオテクノロジー	7,100	6,998.22	49,687,404	6,254.00	44,403,400	1.54
26	株式	LLOYDS TSB GROUP PLC	イギリス	銀行	48,100	1,043.98	50,215,774	840.96	40,450,310	1.40
27	株式	HILTON GROUP PLC	イギリス	ホテル・レストラン・レジャー	127,800	354.57	45,314,135	308.86	39,473,100	1.37
28	株式	BANK OF IRELAND (IR)	アイルランド	銀行	32,700	1,375.88	44,991,276	1,188.26	38,856,102	1.34
29	株式	TELEKOM AUSTRIA AG	オーストリア	電機通信サービス	31,500	1,138.22	35,854,182	1,194.51	37,627,191	1.30
30	株式	ING GROEP NV CVA (NLG1)	オランダ	各種金融	18,500	2,348.93	43,455,334	1,960.00	36,260,066	1.25

種類別および業種別投資比率

(2002年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	11.26
		素材	4.01
		資本財	4.41
		商業サービス・用品	3.00
		自動車・自動車部品	0.50
		ホテル・レストラン・レジャー	1.37
		メディア	5.28
		小売	3.56
		食品・薬品小売	2.58
		食品・飲料・タバコ	4.66
		ヘルスケア機器・サービス	3.34
		医薬品・バイオテクノロジー	9.44
		銀行	15.23
		各種金融	3.63
		保険	5.67
		ソフトウェア・サービス	1.46
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	5.26
		電機通信サービス	10.92
		公益事業	2.17
		小計	
合計 (対純資産総額比)			97.84

(3) 投資不動産物件
該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

第3 その他

- 1 目論見書の表紙および裏表紙に、(i)委託会社の名称および本店の所在地、(ii)ファンドの基本的形態等を記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークを表示し、図案を採用することがあります。
- 2 目論見書の巻末に用語集を掲載します。
- 3 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、取得申込者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「ファンドの概要 過去の運用状況および分配金の実績」として記載することがあります。
- 5 本有価証券届出書添付書類を、証券取引法第13条第3項および「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第12条第1項第2号で準用される第12条第1項第1号口に規定する書類（以下「要約（仮）目論見書」といいます。）として以下に従い使用します。本有価証券届出書の効力発生後の使用にあたっては、効力発生の日付を記載します。
 - (イ) 要約（仮）目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）として使用する他、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に掲載することがあります。
 - (ロ) 要約（仮）目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また写真、イラスト、キャッチ・コピーならびに販売会社の名称およびロゴ・マークを付加して使用することがあります。
 - (ハ) ファンドの運用実績に関する下記の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等で記載することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適宜、更新されます。
 - (1) 基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、収益分配金実績およびこれらの推移
 - (2) 累積投資額（ファンド設定時を10,000円として指数化し、収益分配金を再投資した実績評価額。ただし、申込手数料および収益分配金に係る税金は考慮していません。）の推移
 - (3) ファンドの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年、設定来などの各期間別の騰落率および各期間別の累積リターン（累積投資額の騰落率）。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値の全てまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - (4) ファンドまたはマザーファンドの投資対象の資産別構成比、市場別構成比、業種別構成比、組入銘柄名（全部または一部）および当該銘柄の属する業種名、組入比率、組入銘柄数、外貨建資産に対する為替予約の状況
- (ニ) 上記(ハ)に関連して、ファンドのベンチマークに係る情報を併せて記載することがあります。
- (ホ) 上記に加えて、以下の事項を記載することがあります。
 - (1) フィデリティ・グループの概要および運用資産総額（データは適宜、更新されます。）
 - (2) フィデリティ・グループの調査・運用体制の説明（各拠点毎の調査・運用スタッフの人数、調査対象企業数、調査対象企業に対する年間コンタクト

回数、および各々の合計数等を含み、データは適宜、更新されます。) (へ) また、以下の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身でなさいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険および保険契約者保護機構の対象にはなりません。
- ・ 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 過去の運用実績は将来の運用結果を約束するものではありません。
- ・ 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。よって、ご購入時の価額を下回ることもあります。これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ・ ご購入の際は目論見書をご覧ください。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換

記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に名義書換を請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続は、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(4) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(5) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。また、「累積投資コース」を選択した受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合、販売会社は自動けいぞく投資契約に基づき、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説

アナリスト	企業の調査や分析等を行なう担当者のことです。
一般コース	決算期ごとに、その都度ファンドの収益分配金を受け取るコースのことです。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の運用経過、運用実績、組み入れ資産の内容、資産の売買状況、ポートフォリオ・マネージャーのコメントなどを記載したものです。販売会社を通じて、ファンドを保有している全投資家に交付されません。
為替ヘッジ	ファンドに組み入れられている外貨建資産は、為替変動のリスク（通貨の換算時に為替の変動によって資産の価値が変動してしまうリスク）があり、この為替変動のリスクを抑える取引を為替ヘッジといいます。為替ヘッジには通常、通貨の先物取引やオプション取引を利用します。為替ヘッジは、円高による為替の損失を回避するために行なわれますので、為替ヘッジにより、円安による為替の利益を得られなくなることもあります。また、為替ヘッジにはコストがかかります。
換金乗換え	追加型投信の信託期間終了（償還）の日1年前から終了日までの間（販売会社が定める期間）に、ファンドを換金し、その換金代金の範囲内で、換金乗換えの対象となるファンドを購入することです。この場合、換金代金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。また、一般的に、その際手数料は優遇されます。
基準価額	ファンドを購入または解約する時の基準となる価額で、ファンドの純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての投資家の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、市場の値動きに応じて日々変動します。通常は、1万口当たりで表示されます。
契約型投資信託	投資信託委託会社（信託の委託者）と受託銀行（信託の受託者）との間の契約に基づき、委託者が資産の運用指図を行ない、その収益を受益者である投資家が受け取る形態の投資信託のことをいいます。この他に会社型の投資信託があります。
時価評価	市場価格で評価することをいいます。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に投資家に支払われるファンドの収益のことです。収益分配金の額は委託会社が決定します。每期収益分配金が支払われるとは限りません。
受益証券	投資家のファンドに対する権利を表示する証券のことで、株式の場合の株券に相当するものです。原則として無記名式（受益証券に投資家の名前が記載されていないもの）となっています。
受益証券の保護預り	紛失や盗難、焼失などを避けるため、販売会社が受益証券を投資家に代わって保管することです。一般コースを選択した投資家は、受益証券を保護預りにするか自ら保管するか選択できます。自動けいぞく投資コースを選択した投資家は、保護預りのみとなります。
純資産総額	ファンドが投資している株式や債券の時価、現・預金、利息および配当金の合計から未払金や未払信託報酬などの負債を差し引いた額です。ファンドが全体でいくらになっているかを示す金額であり、信託財産の総額です。

償還乗換え	終了（償還）したファンドの償還金で3ヶ月以内に新たにファンドを購入することです。この場合、償還金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。一般的に、その購入するファンドの申込手数料が無料または優遇されます。
信託報酬	ファンドの運用・販売・保管・投資家へのサービスの対価として、ファンドから委託会社、受託銀行、販売会社の3社に対して支払われる報酬のことです。信託報酬は日々計算され、ファンドごとに料率が決められています。
追加型投資信託	オープン型投資信託ともいい、ファンドが設定され運用を開始した後、いつでも購入できる投資信託のことです。一方、設定前の当初募集期間中しか購入できない投資信託を、単位型投資信託といいます。
定時定額購入	長期間にわたって、定期的（1ヶ月に1度など）に一定額ずつファンドを購入する投資方法のことです。定額での購入であることから、ファンドの基準価額が高いときには少ない口数を、低いときには多くの口数を購入することになります。このため、全期間を平均すると、毎回同じ口数を購入していく方法よりも、購入にかかる金額を低く抑える効果があります（ドル・コスト平均法）。定時定額購入サービスとは、販売会社が、購入代金の自動引き落とし等により、このような投資方法を代行するサービスのことをいいます。
ファミリーファンド方式	複数のファンドを合同運用する仕組みのことです。投資家から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。
ベンチマーク	ファンドの運用成果、投資収益目標、ファンド資産のリスク管理の基準となる指標をいいます。アクティブ運用のファンドの場合には、ベンチマークを上回る成績をあげることを目標としています。
ポートフォリオ	金融資産の内訳や組合せのことです。投資信託の場合、あるファンドが保有する資産の内容のことも指します。
ポートフォリオ・マネージャー	ファンドの実際の運用指図を行なう専門家のことです。ファンド・マネージャーともいいます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいて企業の投資価値を判断し、投資する銘柄を選定する運用手法をいいます。銘柄選定の結果として、業種比率や国別比率などが確定し、ポートフォリオが構築されます。反対に、マクロ経済動向などにより、投資判断を行なう運用手法を、「トップ・ダウン・アプローチ」といいます。
累積投資コース	ファンドの収益分配金を自動的に再投資（ファンドを購入すること）するコースのことです。この再投資は分配金に対する税金を差し引いた後、無手数料で行なわれます。「自動けいぞく投資コース」等、異なる名称を使用することもあります。

